

上野原市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則をここに公布する。

令和8年3月18日

上野原市長

上野原市規則第6号

上野原市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、特定乳児等通園支援事業者の確認について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）
、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法、政令及び府令において使用する用語の例による。

(確認の申請)

第3条 法第54条の2第2項の規定による申請は、上野原市特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第1号）により行うものとする。

(変更の届出等)

第4条 法第54条の3において準用する法第44条の規定による申請は、上野原市特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）（様式第2号）により行うものとする。

2 法第54条の3において準用する法第47条第1項の規定による届出は、上野原市特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）（様式第3号）により、同法第2項による届出は、上野原市特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）（

様式第4号)により行うものとする。

(確認の通知)

第5条 市長は、第3条から前条までの申請等を受け確認したときは、上野原市特定乳児等通園支援事業者確認(変更)通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(確認の辞退)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法48条の規定による確認の辞退をするときは、上野原市特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(確認の取消し)

第7条 市長は、法第54条の3において準用する法第52条第1項の規定により、特定乳児等通園支援事業者に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止するときは、上野原市特定乳児等通園支援事業者確認取消・効力停止決定通知書(第7号様式)により、当該特定乳児等通園支援事業者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業者の確認等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による特定乳児等通園支援事業者の確認等のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても、これを行うことができる。

上野原市長 宛

申請者 住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

上野原市特定乳児等通園支援事業者確認申請書

特定乳児等通園支援事業者の確認を受けたいので、子ども・子育て支援法第5
4条の2第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業所の名称
- 2 事業の種類
 - 一般型乳児等通園支援事業
 - 余裕活用型乳児等通園支援事業
- 3 事業所の所在地
- 4 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
別紙のとおり
- 5 事業の運営についての重要事項に関する規程
別紙のとおり
- 6 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
別紙のとおり
- 7 収支予算書
別紙のとおり
- 8 事業開始の予定年月日 年 月 日

添付書類

- (1) 乳児等通園支援事業を行う者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
- (2) 法人格を有することを証する書類（法人の場合）
- (3) 定款、寄附行為その他の規約（法人又は団体の場合）
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

上野原市長 宛

所在地 _____

申請者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

上野原市特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を増加したいので、同法第54条の3において準用する同法第44条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 利用定員を増加しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（増加）の利用定員（人）			
（参考）				（参考）			
0～2歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳	0歳	1歳	2歳
利用定員を増加しようとする理由							

3. 添付書類

- ・実施計画書
- ・建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要
- ・職員関係（職員勤務体制表）
- ・その他市長が必要と認める書類

上野原市長 宛

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

上野原市特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法第54条の3において準用する同法第47条の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項		添付書類
<input type="checkbox"/>	事業所の名称	運営規程
<input type="checkbox"/>	事業所の場所（所在地）	運営規程
<input type="checkbox"/>	設置者（申請者）の名称、主たる事務所の所在地	法人全部事項証明書（登記簿謄本）
<input type="checkbox"/>	代表者の氏名、生年月日及び職名	履歴書（経歴書） 法人全部事項証明書（登記簿謄本） 誓約書
<input type="checkbox"/>	代表者の住所	履歴書（経歴書）
<input type="checkbox"/>	設置者（申請者）の定款、寄附行為及び登記事項証明書等	定款、寄附行為等の写し
<input type="checkbox"/>	建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要	建物図面の写し（各室の用途や面積を明示したもの） 設備の概要

	運営規程	運営規程
	役員の氏名、生年月日及び住所	誓約書

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変更の理由	

様式第5号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

上野原市長



上野原市特定乳児等通園支援事業者確認(変更)通知書

年 月 日付けで申請のあった特定乳児等通園支援事業者について、次のとおり確認(変更)したので通知します。

特定乳児等通園支援事業者の種類			
施設・事業所	名称		
	所在地		
設置者・申請者	名称		
	主たる事業所の所在地		
利用定員	0~2歳		
	参考	0歳	
		1歳	
		2歳	
確認年月日			

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

上野原市長 宛

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

上野原市特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第48条の規定による確認の辞退をしたいので、以下のとおり届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話: _____ メール: _____
廃止又は休止及び 廃止の理由	
現に乳児等通園支援を 受けている児童 に対する措置	
廃止又は休止及び確認 を辞退する予定年月日	年 月 日
（廃止の場合） 財産処分	

所在地

指名（又は名称）

代表者氏名

上野原市長



上野原市特定乳児等通園支援事業者確認取消・効力停止決定通知書辞退届出書

年 月 日 第 号による特定乳児等通園支援事業者の確認については、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第52条第1項に基づき、以下のとおり確認取消
効力停止 しますので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
確認取消・効力停止 年 月 日	年 月 日
確認取消又は効力停止 となる範囲及び その理由	

教示

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、上野原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、上野原市を被告として（訴訟において上野原市を代表する者は上野原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。